

全動薬協会報

No.369

一般
社団法人 全国動物薬品器材協会

2024年9月

— 動物用医薬品等の安定供給を —

目次	
○農林水産省等からのお知らせ（2024年7月9日～2024年9月12日）	
・薬事関係（1件）	
EUの新たな動物用医薬品規則への対応	1
・家畜衛生関係（3件）	
新潟県における豚熱の患者の確認8国内93例目	3
第65回全国家畜保健衛生業績発表会の開催について	3
高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について	4
・その他薬事関連（2件）	
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令等の一部改正	7
指定薬物及び（指定薬物等の）医療等の用途を定める省令の一部改正	9
○農林水産省等の報告・統計から	
・令和5年度食料需給表（令和6年8月8日公表）	9
○事務局だより	
・各地でブロック専門委員会開催	13
・専門委員会を9月19日に開催	13
・新規認定研修（令和6年度）の案内	14
・「動薬手帳2025」の案内（別添資料）	16
○協会ホームページから	15
○連載 世界の中の日本6（別刷）	

○農林水産省等からのお知らせ

☆☆薬事関係

EUの新たな動物用医薬品規則への対応

最終更新日：2024年8月19日

農林水産省

EUの動物用医薬品規則の概要

感染症治療薬である抗菌性物質の不適切な使用等により、抗菌性物質への耐性を獲得した細菌（薬剤耐性菌）が、近年、感染症対策上の重大な問題であるとして国際的に関心が高まっています。

2022年1月、EUは薬剤耐性菌対策を強化するため、EU域内へ輸入される畜水産物に対し、生産時の抗菌性物質使用を制限する規則を制定されました。第三国に適用されるのは2026年9月3日になります。

本規則において、以下が規定されています。

- (ア) 人医療に使用が限定される抗菌剤リスト（※EUが制定しているリスト）に掲載されている動物用医薬品が使用されていないこと
- (イ) 成長促進目的での抗菌剤の投与を行っていないことが証明された畜水産物のみがEUへの輸入が認められること

繁殖農家のみなさまへのお願い

EUにおける規則の変更に伴い、

出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から

- ① 『ホスホマイシン』を使用していないことの確認
- ② 申告書(別添)の提出

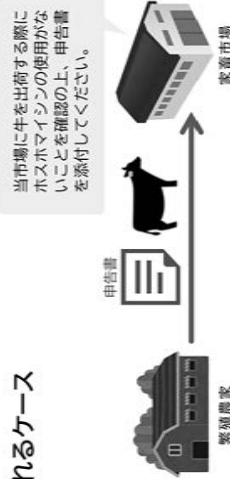
を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

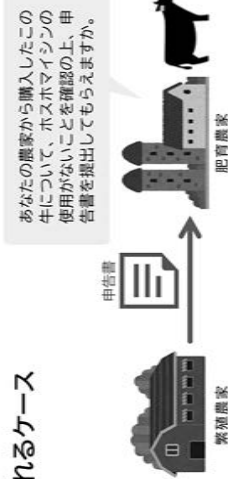
対応1 家畜市場 から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、家畜市場からの求めがあった場合、『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書(別添)を提出。



対応2 肥育農家 から求められるケース

相対取引や家畜市場における牛の販売後、肥育農家からの求めがあった場合、『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書(別添)を提出。



ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の処方箋又は指示が必要です。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認により、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書(別添)の提出のご協力を願います。

酪農家のみなさまへのお願い

EUにおける規則の変更に伴い、

出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から

- ① 『ホスホマイシン』を使用していないことの確認
- ② 申告書(別添)の提出

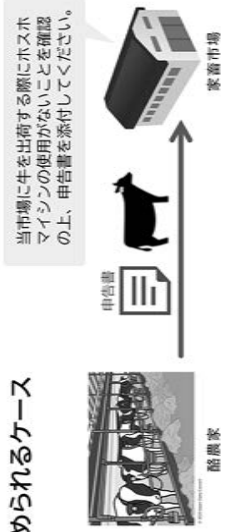
を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

対応1 家畜市場 から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、家畜市場からの求めがあった場合、『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書(別添)を提出。



対応2 子牛出荷先農家(育成農家等) から求められるケース

相対取引や家畜市場における牛の販売後、子牛出荷先農家からの求めがあった場合、『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書(別添)を提出。



ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の処方箋又は指示が必要です。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認により、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書(別添)の提出のご協力を願います。

◇

☆☆家畜衛生関係

令和6年8月14日
農 林 水 産 省

新潟県における豚熱の患畜の確認（国内93例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日、新潟県新発田市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定しました。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.発生農場の概要

所在地：新潟県新発田市
飼養状況：約450頭

2.経緯

(1) 新潟県は、昨日（8月13日（火曜日））、同県新発田市の農場において子豚の死亡の増加がみられる旨の通報があったため、当該農場に立ち入り、検査を実施しました。

(2) 新潟県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、本日（8月14日（水曜日））、豚熱の患畜であることが判明しました。

（注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

3.今後の対応

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- (3) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- (4) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- (5) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。

（以下略）

◇ ◇ ◇

6消安第2873号
令和6年8月8日

農林水産省 消費・安全局長

第65回全国家畜保健衛生業績発表会の開催について

このことについて、次のとおり開催することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 開催日時

令和6年9月19日（木） 9時45分～18時10分
令和6年9月20日（金） 9時30分～16時00分

2 開催場所

銀座ブロッサム中央会館 ホール
東京都中央区銀座2-15-6
電話 03-3542-8585

◇ ◇ ◇

6消安第 3505号

令和6年9月12日

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

我が国における高病原性鳥インフルエンザについて、昨シーズン（渡り鳥が飛来する秋から翌年春までの期間をいう。以下同じ。）は、10月4日に北海道で発見された死亡野鳥（ハシブトガラス）から本病ウイルスが検出されて以降、全国的に野鳥における感染が確認され環境中に本病ウイルスが広く存在していたと考えられました。

このような中、家きんにおける発生事例は、昨年11月25日から本年4月29日までに10県11事例が確認されました。一昨年シーズンよりも発生数が大幅に減少したことについて、高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームからは農場における飼養衛生管理基準遵守のための対策状況が要因の1つに挙げられています。家畜保健衛生所をはじめ関係者が連携し継続的に農場に御指導いただいた結果であると考えており、深く感謝いたします。

一方で、発生事例の中には、手指消毒や専用手袋の着用、衣服や長靴の交換、鶏舎の壁の破損対策、防鳥ネット設置など、基本的な飼養衛生管理が十分に実施されていない事例があり、高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームからは、人又は野鳥若しくは野生動物を介して農場にウイルスが侵入した可能性を示す所見が示されています。また、発生農場及びその周辺においては、カラス等の野鳥を誘引する要因や、渡り鳥が飛来する干潟、河川、ため池等の水場の存在が全般的に確認されており、これらのリスク要因を排除するには、生産者自身の取組はも

とより、発生防止に向けた地域一体の取組も重要となっています。

近年、アジア、欧州、北米、南米など世界的に高病原性鳥インフルエンザの流行が続いていることを踏まえると、今シーズンも渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高いことから、関係者が厳重に警戒し、本病の防疫対策を徹底する必要があります。

各都道府県においては、農林水産省が公表した「2023年・2024年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」（2024年7月3日高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム）の内容も踏まえ、家きん飼養農場に対する発生予防の啓発や衛生管理対策の指導、発生に備えた防疫体制の整備等に取り組まれているところですが、これから本格的な渡り鳥の飛来時期を迎えるに当たり、下記について、関係部局、関係機関、市町村、関係団体等とも連携して対応いただき、本病の発生予防及びまん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

記

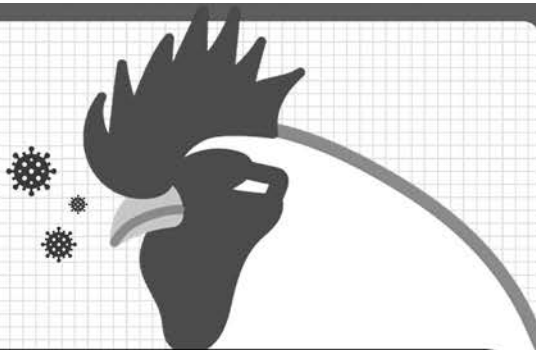
1 重点対策期間

昨シーズンは10月に野鳥の感染が確認されたことを踏まえ、渡り鳥の飛来が始まった時点で国内にウイルスが侵入していると想定し、渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には都道府県及び農場での防疫体制を整備すること。また、渡り鳥の飛来時期を踏まえると、本年も10月から翌年5月までは警戒を強める必要があるところ、近年の発生状況に鑑み、特に本年11月から翌年1月までは重点対策期間として対策の徹底を図る必要がある。ただし、渡り鳥の飛来時期は地域によって異なるので、地域の実情に応じて重点対策期間を設定すること。

（以下略）

対策のポイント

高病原性 鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

人、物、車両の入出時対策

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- ・家きん舎ごとの専用の靴の使用。

野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは警戒を強化。
特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

野鳥・野生動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止



近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



MAFF
農林水産省

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

家畜保健衛生所

TEL

農林水産省HP
「鳥インフルエンザに関する情報」→



一斉点検の要チェックポイント（家きん）



①衛生管理区域に病原体を持ち込まない！

- ☒ 手指の洗浄・消毒をしていますか？
- ☒ 車両の消毒をしていますか？
- ☒ 専用の衣服や靴の確実な着用ができていますか？



境界に更衣や消毒の設備がない



車両の消毒、専用の衣服や靴の着用



タイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと！

②家きん舎に病原体を持ち込まない！

- ☒ 手指の洗浄・消毒をしていますか？
- ☒ 専用の靴の確実な着用ができていますか？



専用の長靴が用意されておらず、
出入り時の動線も不明瞭



専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の
履き替え時の動線の交差防止



③野生動物を近づけない！侵入させない！

- ☒ 防鳥ネット等は家きん舎のみでなく、堆肥舎等にも設置していますか？
- ☒ 破損箇所や開口部の隙間は速やかに補修していますか？
- ☒ ネズミや害虫の駆除は定期的に行っていますか？



壁や金網に破損があり、
補修されていない



補修はしっかりと！



屋根裏内部やモニター開口部
も破損がないか要確認！



集卵ベルトの開口部や堆肥
舎も隙間がないように対策
している



野鳥が多い地域
は特に注意！



鶏舎全体を防鳥ネットで覆った事例

医薬発0731第2号

令和6年7月31日

厚生労働省医薬局長

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等の公布について

(通知)

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第257号。以下「改正政令」という。）及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第107号）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

今般、国際連合事務総長より、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約（昭和39年条約第22号）第3条第7項の規定に基づき、1物質を附表Ⅰに、向精神薬に関する条約（平成2年条約第7号）第2条第7項の規定に基づき、3物質を付表Ⅱに、1物質を附表Ⅳに、また、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（平成4年条約第6号）第12条第6項の規定に基づき、9物質を付表Ⅰに、それぞれ追加することが決定された旨の通告があった。

また、麻薬と同種の濫用のおそれ及び麻薬と同種の有害作用が確認された1物質について、新たに麻薬として指定する必要が生じた。

以上のことから、国内法令（麻薬、麻薬原料

植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号。以下「麻薬等指定政令」という。）、麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号。以下「施行令」という。）及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下「施行規則」という。))を改正し、これらの物質を麻薬、向精神薬又は特定麻薬向精神薬原料として規制するため必要な措置をとるものであること。

第2 改正の内容

1 麻薬等指定政令の一部改正

(1) 次の5物質を新たに麻薬に指定した。

- ① 1-(3-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類
- ② 2-ジメチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ③ 6a,7,8,10a-テトラヒドロ-6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ[b,d]ピラン-1-イル=アセテート及びその塩類
- ④ 2-(4-ブトキシベンジル)-1-(2-ジエチルアミノ)エチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ⑤ 2-(2-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン及びその塩類

※①②⑤:向精神薬に助する条約の付表Ⅱに追加

④:千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の附表Ⅰに追加

(2) 次の物質を新たに向精神薬に指定した。

8-ブロモ-1-メチル-6-フェニル-4H-s-トリアゾロ[4,3-a][1,4]ベンゾジアゼピン及びその塩類

※向精神薬に関する条約の付表Ⅳに追加

(3) 次の9物質を新たに麻薬向精神薬原料に指

定した。

- ① エチル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類
 - ② 1,1－ジメチルエチル＝ピペリジン－4－オン－1－カルボキシラート及びその塩類
 - ③ 1,1－ジメチルエチル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類
 - ④ ピペリジン－4－オン及びその塩類
 - ⑤ ブチル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類
 - ⑥ プロピル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類
 - ⑦ 1－メチルエチル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類
 - ⑧ 1－メチルプロピル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類
 - ⑨ 2－メチルプロピル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類
- ※麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の付表Iに追加

2 施行令の一部改正

1 (3)の9物質を特定麻薬向精神薬原料に指定した。

3 施行規則の一部改正

今回、麻薬向精神薬原料に指定した9物質のうち、一定濃度以下のものについては、麻薬向精神薬原料に関する規制の適用を除外することとし、これらの物質として50%を超えて含有する物について、別表第三に追加指定した。

- ① エチル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラートとして50%を超えて含有する物
- ② 1,1－ジメチルエチル＝ピペリジン－4－オン－1－カルボキシラートとして50%を超えて含有する物
- ③ 1,1－ジメチルエチル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラートとして50%を超えて含有する物
- ④ ピペリジン－4－オンとして50%を超えて含有する物
- ⑤ ブチル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラートとして50%を超えて含有する物
- ⑥ プロピル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラートとして50%を超えて含有する物
- ⑦ 1－メチルエチル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラートとして50%を超えて含有する物
- ⑧ 1－メチルプロピル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラートとして50%を超えて含有する物
- ⑨ 2－メチルプロピル＝2－メチル－3－(3,4－メチレンジオキシフェニル)オキシラン－2－カルボキシラートとして50%を超えて含有する物

4 施行期日

公布の日（令和6年7月31日）から起算して30日を経過した日（令和6年8月30日）から施行する。

（以下略）

◇ ◇ ◇

医薬発0807第1号

令和6年8月7日

厚生労働省医薬局長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第二条第十五項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号。）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第110号）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる6物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第二条第十五項に規定する指定

薬物として指定した。

- ① N -(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ブチル-1 H -インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ② 1-(エチルアミノ)エチル-2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ 6a, 7, 8, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6 H -ジベンゾ[b, d]ピラン-1-イル=プロピオネート及びその塩類
- ④ 6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6 H -ジベンゾ[b, d]ピラン-1-イル=プロピオネート及びその塩類
- ⑤ 3-ヘプチル-6a, 7, 8, 9, 10, 10a-ヘキサヒドロ-1-メトキシ-6, 6, 9-トリメチル-6 H -ジベンゾ[b, d]ピラン及びその塩類
- ⑥ 3-メチル-2-(3,4-メチレンジオキシフェニル)モルフォリン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物

（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日（令和6年8月7日）から起算して10日を経過した日（令和6年8月17日）から施行する。

————— ◇ —————

○農林水産省等の報告・統計から

農林水産省は、8月8日に「令和5年度食料需給表」を公表しました。

(参考 1)

○ 国民 1 人・1 年当たり供給純食料及び国内生産量の前年度比較

類別・品目別	1人・1年当たり供給純食料(kg)				国内生産量(千トン)			
	4年度	5年度	増減量	増減率	4年度	5年度	増減量	増減率
穀類	84.1	83.7	▲ 0.4	▲ 0.4%	9,340	9,274	▲ 66	▲ 0.7%
米	50.9	51.1	0.2	0.5%	8,073	7,911	▲ 162	▲ 2.0%
小麦	31.6	31.0	▲ 0.6	▲ 2.0%	994	1,094	100	10.1%
いも類	21.0	20.2	▲ 0.8	▲ 4.0%	2,994	3,091	97	3.2%
かんしょ	3.7	3.7	0.0	0.0%	711	716	5	0.7%
ばれいしょ	17.3	16.5	▲ 0.8	▲ 4.9%	2,283	2,375	92	4.0%
でん粉	15.7	15.4	▲ 0.3	▲ 1.7%	2,298	2,247	▲ 51	▲ 2.2%
豆類	9.0	8.4	▲ 0.6	▲ 6.1%	313	314	1	0.3%
大豆	6.7	7.0	0.3	3.3%	243	261	18	7.4%
野菜	87.8	84.6	▲ 3.2	▲ 3.7%	11,194	10,873	▲ 321	▲ 2.9%
果実	33.3	31.3	▲ 2.0	▲ 6.1%	2,640	2,447	▲ 193	▲ 7.3%
うんしゅうみかん	3.4	3.4	0.0	▲ 0.9%	682	682	0	0.0%
りんご	7.6	6.4	▲ 1.2	▲ 15.6%	737	604	▲ 133	▲ 18.0%
肉類	34.0	33.9	▲ 0.1	▲ 0.4%	3,473	3,497	24	0.7%
牛肉	6.2	6.1	▲ 0.1	▲ 1.3%	497	502	5	1.0%
豚肉	13.1	13.1	0.0	0.0%	1,287	1,298	11	0.9%
鶏肉	14.6	14.4	▲ 0.2	▲ 0.7%	1,681	1,690	9	0.5%
鶏卵	17.1	16.5	▲ 0.6	▲ 3.2%	2,558	2,478	▲ 80	▲ 3.1%
牛乳・乳製品	93.9	90.1	▲ 3.8	▲ 4.1%	7,533	7,324	▲ 209	▲ 2.8%
魚介類	21.5	21.4	▲ 0.1	▲ 0.5%	3,535	3,419	▲ 116	▲ 3.3%
海藻類	0.8	0.7	▲ 0.1	▲ 3.8%	76	71	▲ 5	▲ 6.6%
砂糖類	17.3	16.7	▲ 0.6	▲ 3.5%	1,817	1,729	▲ 88	▲ 4.8%
油脂類	13.2	12.8	▲ 0.4	▲ 2.7%	1,955	1,890	▲ 65	▲ 3.3%
植物油脂	12.7	12.4	▲ 0.3	▲ 2.6%	1,630	1,559	▲ 71	▲ 4.4%
動物油脂	0.4	0.4	0.0	▲ 5.1%	325	331	6	1.8%
みそ	3.6	3.5	▲ 0.1	▲ 2.0%	467	455	▲ 12	▲ 2.6%
しょうゆ	5.2	5.0	▲ 0.2	▲ 2.9%	695	677	▲ 18	▲ 2.6%
その他食料	4.6	4.3	▲ 0.3	▲ 5.2%	2,340	2,228	▲ 112	▲ 4.8%
きのこ類	3.4	3.2	▲ 0.2	▲ 5.6%	457	432	▲ 25	▲ 5.5%

(注) 1. 米の在庫取崩し分を含んだ国産米供給量は、4年度8,304千トン(うち在庫取崩し量231千トン)、5年度8,248千トン(同337千トン)

2. 「砂糖類」の国内生産量は、「精糖」及び「含みつ糖」の合計。

③ 諸外国の品目別自給率（重量ベース）（2021年）（試算）

（単位：％）

	年	穀 類	穀 類 内 訳			いも類	豆 類	野菜類	果実類	肉 類	卵 類	牛乳・乳製品	魚介類	砂糖類	油脂類
			食用穀物	うち小麦	粗粒穀物										
アメリカ	2021	124	123	125	124	95	175	66	36	114	105	98	62	73	91
カナダ	2021	162	252	237	120	153	318	47	14	145	93	90	86	9	207
ドイツ	2021	102	108	118	93	134	18	21	22	118	70	96	23	134	92
スペイン	2021	67	69	69	66	58	10	233	127	160	115	82	57	27	75
フランス	2021	177	170	189	188	129	77	65	50	95	100	97	30	194	96
イタリア	2021	62	75	66	51	45	28	140	99	80	98	77	17	12	39
オランダ	2021	8	10	11	5	162	0	185	24	247	198	100	93	154	47
スウェーデン	2021	127	115	119	159	73	64	19	4	76	86	75	53	97	48
イギリス	2021	73	71	78	77	79	55	22	8	74	94	79	53	58	57
スイス	2021	32	28	31	41	80	23	28	26	83	56	96	2	50	43
オーストラリア	2021	387	451	489	310	75	294	50	93	154	99	106	33	342	99
日 本	2021	29	64	17	1	72	8	80	39	53	97	63	58	36	14
	2022	29	61	15	1	70	7	79	39	53	97	62	54	34	14
	2023	30	62	17	1	73	8	80	38	53	96	63	52	25	15

（資料）農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」を基に農林水産省が東京大学デジタルオブザバトリ研究推進機構と連携して試算した。

（注）１．穀類のうち、米については玄米に換算している。

２．食用穀物とは、小麦、ライ麦、米及びその他の食用穀物（日本はそばを含む）の合計である。

３．粗粒穀物とは、大麦、オート麦、とうもろこし、ソルガム、ミレット及びその他の雑穀（日本は裸麦を含む）の合計である。

４．牛乳・乳製品については、生乳換算によるものであり、バターを含んでいる。

５．魚介類については、飼肥料も含む魚介類全体についての自給率である。

⑤ 諸外国・地域の食料自給率（カロリーベース）の推移（1961～2023年）（試算等）

（単位：％）

	2015 平成27	2016 28	2017 29	2018 30	2019 令和元	2020 2	2021 3	2022 4	2023 5
アメリカ	129	138	131	132	121	115	104	—	—
カナダ	255	257	255	266	233	221	204	—	—
ドイツ	93	91	95	86	84	84	83	—	—
スペイン	83	89	83	100	82	94	93	—	—
フランス	132	119	130	125	131	117	121	—	—
イタリア	62	63	59	60	58	58	55	—	—
オランダ	64	64	70	65	61	61	53	—	—
スウェーデン	77	76	78	63	81	80	75	—	—
イギリス	71	65	68	65	70	54	58	—	—
スイス	52	48	52	51	51	49	45	—	—
オーストラリア	214	202	233	200	169	173	233	—	—
韓 国	43	37	37	35	35	34	32	33	—
日 本	39	38	38	37	38	37	38	38	38

（参考）

ノルウェー	50	49	50	42	42	45	46	47	—
台 湾	31	31	32	35	32	32	31	31	—

◇

○事務局だより

☆各地でブロック専門委員会の開催

☆専門委員会を9月19日に開催

令和6年度のブロック専門委員会（畜産業、小動物業、水産業別）が6～9月に各地開催されました。その結果を踏まえ、中央専門委員会を9月19日に東京（ホテルアジュール竹芝）で開催します。（詳細は次号）

あわせて、第3回理事会及びブロック長会合同会議を開催します。（詳細は次号）

ブロック専門委員会開催状況			
	畜産業	小動物業	水産業
北海道	WEB	WEB	
東 北	8/22盛岡	8/22盛岡	
関東・甲信越	9/8東京	9/8東京	
中 部	6/20名古屋	6/20名古屋	
近畿・中国・四国			
	6/27岡山	7/24大阪	8/9宇和島
九州・沖縄	7/30福岡	7/30福岡	WEB

当日の開催スケジュールは以下の通りです。

令和6年度第3回理事会・ブロック長会合同会議

令和6年度専門委員会 開催スケジュール

日時 令和6年9月19日（木）

場所 ホテルアジュール竹芝

○令和6年度第3回理事会・ブロック長会合同会議

13:00～14:15

報告事項 ブロック専門委員会での課題
議 案

- 1 専門委員会のとりまとめ（課題、ねらい、当面の取組み、中長期計画）
- 2 認定研修（要綱・要領改正） ほか

○令和6年度専門委員会（分野別）（賛助会員と意見交換） 14:30-16:30

委員会委員長挨拶

報告事項 各ブロックでの内容報告

協議事項

①課題事項・目的の整理（ブロックでの課題まとめ）

動物業の物流、安定供給、災害時の対応流通、人材確保、個別品目の取扱いほか

②当面の取組みについて

（調査、広報パンフ（安定供給に影響を及ぼす要因）作成・配付、その他具体的取組みの提案

③中長期で取り組むべきこと（中長期計画の策定）

販売サイド独自、メーカーと共同。

課題・項目、対策・行動

○専門委員会（全体会議） 16:45-17:45

・分野別専門委員会の報告（課題、当面の取組み、中長期計画）

・農林水産省からのコメント・説明等

・今後の対応等まとめ

○理事長挨拶

○情報交換会

18:00-19:45



☆新規認定研修の案内（令和6年度）

従来どおり、「新規認定研修会」を11月6日（水）・7日（木）の2日間、東京・御茶ノ水御ソラシティで開催するとともに、参加出来ない方を対象に、初めて「新規認定WEB研修」を実施しま

す。研修科目は3科目増え12科目になりました。詳細は別掲のとおりです。

新規認定研修会では、初日の講義後、昨年好評だった情報交換会を夕刻、同会場で開催します。講義の一部については、後日、配信予定です。

2024年度新規認定研修が大きく変わります

国のすべての動物用医薬品等の販売等に従事される皆様が認定研修を受けることができるよう、新規認定研修会（東京）開催のほかに、勤務地等でも受講できるWeb研修を、はじめて実施します。認定研修を受けたい方は、

A 新規認定研修会（集合研修参加）か **B Web研修** 受講のいずれか選択し申し込み。

A・Bともに、講習の後に実施される試験を受験後⇒ 70%以上の正答率で認定取得

(1) 認定された方には、固有の認定番号が付与され、認定販売員証が交付されます。

認定の有効期限は3年間（3年毎にWeb研修の受講で更新）

(2) 研修科目は12科目（昨年度までは10科目）

(3) 認定販売員証は表彰状形式（昨年度までカード型）

(4) 申込みにあたっては、「Aに参加」・「Bを受講」それぞれに申込書があります。

※会社で申込みの場合、「Aに参加」の人と「Bを受講」の人を別々にまとめて申込みできます。

令和6年度 新規認定研修 科目一覧

No.	科 目	受講方法
1 必	関係法規 ①医薬品医療機器等法の解説	集合 Web
2 必	②家畜伝染病予防法の解説	集合 Web
3 必	③獣医師法・獣医療法の解説	集合 Web
4 必	④飼料安全法の解説	集合 Web
5 必	動物用医薬品等 ①動物薬の基礎	集合 Web
6 必	②動物用ワクチンの解説	集合 Web
7 必	コンプライアンス等 ①遵法・企業倫理・販売員の使命・独占禁止法の解説	集合 Web
8 必	動向情勢 ①畜産の動向	Web
9 必	②動薬市場の動向	集合 Web
10 必	獣医療関係業務 ①小動物獣医療業務の現場の一年	集合 Web
11 必	②畜産獣医療の現場(牛)	集合 Web
12 必	③養豚コンサルタント獣医の業務内容と各種防疫対応	Web
13	④養鶏医療の現場(仮)	Web
14	⑤水産医療の現場(仮)	Web

注1：上記科目うち、受講必須科目はNo.1～12

注2：集合研修に参加の場合、上記科目No.8(畜産の動向)及びNo.12(畜産獣医療業務の現場(豚)(仮))は、事前にWebで受講すること。

注3：試験対象科目は、上記科目No.1～7。

○協会ホームページから

ホームページでは、「新規認定研修」、「動薬手帳2025」のご案内を掲載しています。

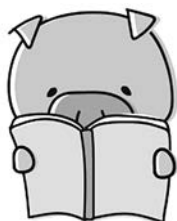
また、会員及び賛助会員一覧は、都道府県協会の会長・事務局の変更、会員の退会・新規加入、事務所移転等を踏まえ、「協会について」の欄に最新版を掲載しています。



本会刊行図書案内

・動薬手帳(動薬ハンドブック)

－2024年版－ B6変形判 467頁
関係法規、一般製剤、生物学的、製剤ほか
価格1,188円（本体価格1,080円＋消費税）



本会報の送付停止を希望される場合は、FAXでご連絡ください。

〔全動薬協会報編集委員〕

委員長	相原 夏実 (理事長)
副委員長	塩田 忠 (専務理事)
委員	一柳 吉孝 (副理事長)
"	市野沢 信成 (副理事長)
"	辻 眞樹 (副理事長)
"	松田 怜士 (常務理事)

全動薬協会報(隔月発行) No. 369

発行所 一般社団法人 全国動物薬品器材協会
東京都文京区湯島3-20-9
緬羊会館3F
TEL 03-5812-4177
FAX 03-3834-5440
E-mail jadida@abelia.ocn.ne.jp

編集発行人 塩田 忠

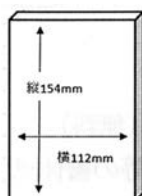
☆「動薬手帳2025年版」の申込受付中

「動薬手帳2025年版」は、農林水産省及び製薬
メーカー60社余のご協力を得て、最新情報を収

載し、12月初旬に刊行予定です。

ご購入希望の場合は事務局までご連絡くださ
い。

「動薬手帳2025年版」ご案内



手帳様式等：B6変形版 縦154mm 横112mm（従前どおり）
約470ページ（2024年版実績）

納入予定：令和6年12月上旬 配布冊数：3,000冊余（2023年版）

— 目次（2024年版から抜粋） —

I 法規編

- 1 動物医薬品等関係法規 法律、規則、省令等 2 家畜伝染病予防法 3 獣医師法

II 製剤編

- 1 一般薬製剤の部
(1) 牛用製剤 (2) 馬用製剤 (3) 豚用製剤 (4) 鶏用製剤 (5) 水産用製剤
(6) 養蜂用製剤 (7) 犬・猫用製剤 (8) 観賞魚用製剤 (9) 畜舎等
2 生物学的製剤の部
(1) 牛用ワクチン (2) 豚用ワクチン (3) 鶏用ワクチン (4) 馬用ワクチン
(5) 犬(猫)用ワクチン (6) 猫用ワクチン (7) 水産用ワクチン (8) 血清 (9) 診断薬
3 再生医療等製品の部
4 【製剤別索引】【販売元会社等の名称】

III 関係官庁等一覧

- 1 動物薬事関係官庁 2 家畜保健衛生所 3 動物医薬品関係団体 4 協会会員
5 賛助会員（メーカー等）

【本体健絡】 単価 1,080円（税込1,188円）

【送料】	注文冊数	会員・賛助会員	会員・賛助会員以外
	1～2冊の場合	300円（税込）	430円（税込）
	3～4冊の場合	300円（税込）	600円（税込）
	5冊以上の場合	送料無料	1,100円（税込）

注：郵便料金等の値上げを受けて改訂しました。

【購入申込】「申込書」に必要事項をご記入いただき、FAXにてお申込み下さい。

FAX 03-3834-5440

【支払い方法】 発送時に請求書（納品書）を同封いたします。原則、申込書毎に振込をお願いします。
なお、複数の申込書分をまとめて振込される場合、入金確認のために、内訳を
事前にご連絡ください。

「全動薬協会報」への広告掲載の新規申込のお願い

当協会が隔月（奇数月、年6回）に刊行している「全動薬協会報」への広告主を募集しています。詳しくは、本協会事務局にお問い合わせください。
なお、広告掲載は毎号でなくても結構です。

発行部数は約800部で、主な配布先は、協会会員（正会員、賛助会員）のほか、官公庁（国・都道府県の動物薬事、衛生・獣医、家保、畜産関係部署）、関係団体（国・都道府県の動物薬事、衛生・獣医、畜産）。



meiji



浮腫病は ワクチンで予防する時代へ

——— 世界で豊富な使用実績! ———

豚浮腫病ワクチン

動物用医薬品 創 要指示 指定

製造販売元

meiji 明治アニマルヘルス株式会社
東京都中央区京橋 2-4-16

エコポーシガ®

輸出元

Ceva Ceva Santé Animale
10 Avenue de la Ballastière 33500 Libourne-France

※本剤は獣医師等の処方箋・指示により使用すべき要指示医薬品です。ご使用の際は製品の添付文書をよくお読みください。

<https://www.vaxxinova.co.jp>

va[·]x[·]x[·]i[·]n[·]o[·]v[·]a[·] japan
veterinary prevention strategies



■ バックスオンIBD-CA
■ バックスオン-ガンボロ2
■ IB生ワクチン (H120G)
■ NB生ワクチン (B₁+H120G)
■ アビプロSE

■ MD生ワクチン(HVT)
■ バックスオンMD (CVI)-N
■ バックスオンMD(HVT+CVI)-N
■ 2価MD生ワクチン(H+S)
■ イノボ鶏痘/2価MD生ワクチン

■ MG生ワクチン
■ AE液状生ワクチン
■ バックスオンAE・Pox(液状)
■ バックスオン・ボックス(ひな用)
■ バックスオン・ボックス(中大雛用)

ワクチノーバ株式会社

〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目24-8オリックス浜松町ビル4階
TEL 03-6895-3710 FAX 03-6895-3711



一般財団法人生物科学安全研究所

動物用医薬品・医療機器・再生医療等製品等の各種試験・検査受託
ISO17025 認定機関

- | | |
|---|--|
| ▶ 家畜の各種血液検査・病理検査、微生物検査（菌株同定・薬剤感受性検査等）・寄生虫及び原虫検査 | ▶ 家畜・家禽による残留試験
吸排分布試験、安全性試験
及び各種毒性試験 |
| ▶ 牛・豚感染症の検査
（BL、BVD-MD、PRRS、PED 等） | ▶ ワクチンの品質検査、有効性試験
安全・効果試験 |
| ▶ 犬猫の狂犬病抗体検査 | ▶ 臨床試験、市販後調査、薬剤耐性
菌調査 |
| ▶ 動物用医薬品等の承認申請支援
及びコンサルティング | ▶ 寄生虫、原虫に対する薬剤効果
試験 |

試験に関するご質問等は、ホームページのお問合せフォームからお気軽にご相談ください

〒252-0132 神奈川県相模原市緑区橋本台3-7-11
電話 042-762-2775（代）／FAX 042-762-7979
URL <http://www.riasbt.or.jp/>

RIAS

検索



動物用医薬品

要指示医薬品

指定医薬品

錠剤で超えるクッシング!

犬・副腎皮質機能亢進症治療剤

トリロスタン錠 2.5mg 「あすか」

TRILOSTANE TABLETS 2.5mg 「ASKA」 100錠 (10T×10)

トリロスタン錠 5mg 「あすか」

TRILOSTANE TABLETS 5mg 「ASKA」 100錠 (10T×10)

トリロスタン錠 10mg 「あすか」

TRILOSTANE TABLETS 10mg 「ASKA」 100錠 (10T×10)

【効能 又は 効果】

犬：副腎皮質機能亢進症（クッシング症候群）に伴う諸症状の改善

飲みやすい
低含量の錠剤タイプ

2.5mg・5mg・10mgの
3種類をラインナップ



1. 飲みやすい錠剤（新剤形ジェネリック）

2. 小型犬（日本）に対応した製剤設計

3. フィルムコーティング錠でヒト（女性）
への影響を配慮



あすかアニマルヘルス株式会社

<https://www.aska-animal.co.jp/index.html>



Future with Vaccine

ストレスフリーのワクチンには
やさしい未来が詰まってる



日生研株式会社

東京都青梅市新町9丁目2221番地の1 <https://www.jp-nisseiken.co.jp>



“与えやすさ”を
ぎゅーっと凝縮して開発

ワンちゃん大好き！
牛肉
フレーバー※



投薬しやすい
錠剤タイプ



一目で分かる
規格別に
色分け



※牛肉は含まれておりません

犬の
クッシング症候群に
伴う諸症状に

トリロスタブ(TRILOSTAB)はフジタ製薬株式会社の登録商標です

動物用医薬品 要指示 指定

トリロスタブ® 5・10・30・60



販売元
ささえあ製薬株式会社
東京都品川区上大崎2丁目13番2号
<https://www.sasaeah.co.jp>

製造販売元
フジタ製薬株式会社
東京都品川区上大崎2丁目13番2号
<http://www.fujita-pharm.co.jp>



Gazing at the future



ZENOAQ

動物の価値を高めること。
それが、私たちの使命です。



FAST, EASY, LASTING PROTECTION

ブラベクト®
スポット 猫用

ブラベクト® プラス
猫用



THREE-MONTHS*
PROTECTION



ブラベクト®錠

ブラベクト®
スポット 犬用

※スポット犬用は最大4か月効果が持続

3か月効果が持続※ 次世代のノミ・マダニ駆除薬



VETERINARY MEDICAL INNOVATION

広がる可能性、見え始めた光



bah 物産アニマルヘルス



犬(同種) 脂肪組織由来間葉系幹細胞

ステムキュア®

牛乳出荷前の使用禁止期間が無いから
搾乳中でも投与が可能



畜水産のお役立ち情報を発信中！
＜＜ 畜産ナビへはコチラ から

動物用医薬品 使用基準

エプリノメクチン・ドロップオン®「KS」

アベルメクチン系駆虫剤

気付かぬうちに牛体内に棲みつき、
じわじわと栄養を横取りしている内部寄生虫と
牛にストレスを与え続ける外部寄生虫。

定期的な投与で寄生虫の駆除による生産性の向上を。



※ドロップオンは登録商標です。

注意—使用基準の定めるところにより使用してください。

製造販売業者



共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-6-5

臨床型乳房炎の症状を軽減



畜産ナビで乳房炎に関する
記事を読む！
＜＜ コチラ から

劇 動物用医薬品 要指示 指定

スタートバック®

スタートバック®は黄色ブドウ球菌、大腸菌群、
コアグラセ陰性ブドウ球菌（CNS）による
臨床型乳房炎の症状を軽減するワクチンです！



50mL(25頭分)×1バイアル



2mL(1頭分)×20 バイアル

※スタートバックは登録商標です。

注意—獣医師等の処方箋・指示により使用してください。

製造元



LABORATORIOS HIPRA, S.A.
SPAIN

製造販売業者（輸入元）



共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-6-5

【お問い合わせ先】 TEL 03-3264-7559（共立製薬株式会社 学術）
<https://www.kyoritsuseiyaku.co.jp>

*ご使用に際しては、製品添付文書をお読みください。